

# 信州諸藩の鷹狩り

—松代藩の祢津家の鷹書—

二本松泰子

## はじめに

平安時代から室町時代後期の信濃国の東部地域では、当地を本貫地とする海野氏・祢津氏・望月氏が地縁によって結束し、「滋野三家」と称して一大勢力を誇っていた。このうち海野氏・望月氏は中世末期にそれぞれ嫡流が途絶えてしまい（海野氏の名跡は真田氏が継承）、目立った事跡を確認することができない。一方、祢津氏については、中世末期以降も嫡流が存続し、近世期を通して事実上の足跡をたどることが出来る。当家は、徳川家康に仕えた祢津松鶴軒の弟である信忠の子・幸直（祢津志摩）の直系に当たり、幸直が松代藩の初代藩主である真田信之に仕えて以降、代々家老クラスの家臣として幕末まで同藩に仕えた（注1）。

ところで、このような祢津氏嫡流と別系の祢津一族である松鶴軒の

子孫は三代で断絶したものの、代々の徳川將軍に鷹書を献上したとされる（注2）など、將軍家所縁の格式高い鷹術を伝えていたことは著名である（注3）。その一方で、嫡流である幸直の直系もまた鷹術と関わる一族であったことはあまり知られていない。このたび、その幸直の子孫に伝来した鷹書群が新たに確認され、稿者はそれらを調査する機会を得た（注4）。本稿では、まずは当該の鷹書群の中から物語や説話が記された文芸的要素の強いテキストについて取り上げ、他のテキストとの本文の比較を通してその特徴を分析する。それによって、近世期における祢津氏嫡流が担った文化伝承の一端を明らかにしつつ、当時の松代藩の鷹狩りの実像にアプローチする一助としたい。

## 一、近世期における祢津氏嫡流

今回、調査させていただいた祢津氏嫡流に伝来した古文書類は、現在それらを所蔵している祢津泰夫氏の御祖父が当主より譲り受けたものという。古文書類の中には、当家の系図がいくつか含まれ、それらについてはすでに拙稿で具体的に紹介した(注5)。本稿では、そのような系図類とは別に、家伝を記した紙綴り綴じの冊子を取り上げ、当家の祖として認識された祢津幸直(志摩)と鷹術について簡単に紹介する。

さて、当該の家伝書は明治期の書写とおぼしきもので、前半部分に幸直に関する逸話と彼の子孫の本家争いの記事が掲載され、後半部分には祢津氏の「中興」とされる人物たちの名前とその事跡が列挙されている。奥書等は無し。この前半部分に相当する記事を次に挙げる(句読点は私に付した。また、割注は「」で示した。以下同じ)。

一 或覚に曰、眞田伊豆守殿御幼児の時、祢津宮内太輔元直が後妻を乳づけの母ニ頼給ふ。祢津が先妻ハ信州先方の諸賀入道か娘也。後妻ハ上州吾妻ノ住士羽尾入道が娘ナリ。安房守殿羽尾ニ由緒有故ニ頼給ふと也。其後参州長篠合戦ニ宮内大輔討死しけれハ、妻女剃髪して貞繁尼と云。嫡子長右衛門ハ継子たるによつて、母子の中平かならず。貞繁尼、源三郎殿ニちなみ有ニよつて、常ニ安房守殿の御方ニ立寄るニより、内外の人、いつとなくおつぽね様と云。乳の好身なる祢津が子を式部と云。兩人、彼ノ乳母の両膝ニ居て、乳房を含みける程ニ、兄弟よりも睦しく、たかいニ生たち給ひしとナリ。毎日いせ山ニあそびて、りうそをつりて心を

慰めり。源三郎殿、此山坂をやすくのほり給むとて、夙ニおきて朝草かりの馬ニ打乗り給ふ。式部ハ腰ニ焼めしを附行て、供ニ是を食し、夕陽ニ及て城ニ帰りしと也(伊勢山ハ戸石の古城ノ跡ナリ。朝草茹の馬とハ、民家ニ馬をかふもの、未明ニ山ニ行、青草を茹て用、其馬を借りて乗てナリ)。互に成馬して、式部ハ祢津志摩幸直と名乗り、或る時志摩申ハ、伯父ニテ候祢津松鶴軒、上州豊岡ニ罷在候、是を頼、家康へ成り共、秀吉へ成りとも奉公致シ候べし。此年ごろの御厚恩申し難く、且御名残も惜しく候と也。

信之宣ふハ、存立候処尤ニハ思へ候得共、安房守、今の俣ニテハ朽果給ハじ。大望有人ナリ。我又心中ニ大望有ル。その深志をしらぬ人か情なくも振り捨いなんとハ宣ふものかな。日来の契りをハ吾ハ忘れぬ物をと有ければ、祢津黙止がたく思ひ止りて、神川一戦の時も二心なく籠城しけるとナリ。

一 祢津三十郎紋所ハ梯子月と唱。本家ハ今ノ祢津数馬直家ニ候得共、三十郎先祖ハ先ニ御当家へ罷出。本家ハ断絶後、御当家へ被召寄。依而其時分ハ本家之様ニモ不掙。然レトモ人ノ知ル所ニシテ又未家タラン事にモふ面百彼是有紋所文字引替候間。

一 今ノ祢津三十郎先祖志摩ト云シトモ八百石ニテ本家方先ニ御当家へ出て系圖ニ見ヘタリ。

一 祢津家紋黒餅を代月の文字ニ直ス。当時モ幕ノ紋ハ黒餅ヲ付ル。一 其ノ後、祢津神平と祢津三十郎、本家別家のあらそへ有し時、親類、打寄ひやう□□候處、兎も角も兄弟之事なれハ、兄神平の方を本家ト申候が可然様、皆々被申候有。夫方神平の方本家と

申侍候也。

右掲の第一条によると、真田信之と祢津幸直の幼少時の逸話が記載されている。すなわち、祢津宮内太輔元直の後妻である上州我妻の住人・羽尾入道の娘が信之の授乳係になったという。その所以は真田昌幸が羽尾に由緒があったからとされる。三河国長篠合戦で元直が討死すると、その妻は剃髪して貞繁尼と称した。嫡子の長右衛門は継子なので折り合いが悪く、信之の方に立ち寄り、内外の人々にお局さまと呼ばれるようになった。また、彼女の息子である式部は信之とともに両膝に乗って乳房を含み、仲睦まじく成長する。二人は毎日朝早くから夕暮れまで伊勢山に遊び、心を慰めた。式部は祢津志摩幸直と名乗るようになった。ある時、志摩は伯父の祢津松鶴軒を頼って家康・秀吉に奉公しようとするが、信之の心中に秘めた「大望」に感じ入り、信之に忠義を尽くすことを決意する。そのため、神川の戦でもふた心なく籠城したと記されている。

このような祢津幸直（志摩）に関する逸話は、江戸時代末期の松代藩家老であった河原綱徳（寛政四（一七九二）年～慶応四（一八六八）年）の編になる『長国寺殿御事蹟稿』『祢津』にも「真田御武功記」からの引用として右掲記事とほぼ同文が掲載されている。なお、長野県立図書館蔵『松代藩士系図 全』（資料番号0104163225、請求番号N28833）に所収される二種類の系図はいずれも祢津幸直直系の系譜である。それらによると、政直（「祢津宮内大輔 松鶴軒」と注記される）の弟である信忠の次子に「幸直」が見え、「式部 志摩守 介 右衛門 系左別 武靖公御伽相助 系在別」もしくは「式部 助右エ

門 志摩守 武靖公御伽」という注記が見える。

続けて、第二条～第五条では、祢津家の本家争いに関する記事が列挙される。すなわち、第二条によると、本家（の当主）は祢津数馬直家であるが、祢津三十郎の先祖は早くに「御当家」（未詳）へ出たと（「当家に養子に入る」意か）。また、本家も断絶した後、「御当家」に召し寄せられたといい、その当時はすでに本家はその態ではなかったとされている。さらに、第三条によると、祢津三十郎の先祖は件の祢津志摩であるが、八百石の禄高を以て本家より先に「御当家」へ出たと記す。なお、第三条において祢津三十郎が禄高八百石を得ていると記されていることについては、長野県立図書館蔵『松代藩』御家中分限覚』（資料番号0104163142、請求番号N280309）に所収されている明暦三年（一六五七）の分限帳の写しによると、松代藩筆頭家老の矢沢家（石高二千二百二十五石）から五番目に「八百石 祢津舎人」と見える。右掲の家伝書に見える祢津三十郎はいつの時代の人物か未詳であるが、この「祢津舎人」と禄高が符合することから同族と推定され、先述のように当家の禄高が松代藩の家老クラスであったことが改めて確認できる。

次に、第四条では祢津家の家紋が黒餅から月の文字に変更された（幕紋は黒餅のまま）ことが記され、第五条では祢津神平と祢津三十郎の本家争いについて記述されている。これについては、両者が兄弟関係であることを理由に、兄の神平の方を本家とすることになった由を記す。当該記事に見える本家争いの史実的な経緯は現段階では不明である。ただし、第三条において本家争いの渦中の人物が、祢津志摩を先

祖とすることに言及している点は、当家の氏祖意識を象徴する認識として重要であろう。

ところで、そのような幸直に宛てて、真田信之が元和八年（一六二二）五月二十七日付で出したとされる書状がある（注6）。それによると、信之が志摩に対して、鶴や鶏を「御鷹匠」に渡すことを依頼しつつ、松平忠直が巢鷹を所望していることなどを伝えている（注7）。他にも同じく信之が幸直（志摩）に宛てて寛永四年（一六二七）〜同一四年（一六三七）の六月七日に出したとされる書状がある（注8）。これによると、信之から幸直（志摩）と片山主膳への依頼として、長岡藩主牧野忠成の長男である光成の鷹狩りに際して、いずれの山においても「鷹まち」と相談して彼を「馳走」するように指示している。このように、柵津幸直（志摩）は実際に鷹術を以て信之に奉仕していたことが確認できる。幸直直系の子孫に鷹書群が伝来したのは、当家が代々鷹術に関わる一族であったことを示す証左といえよう。

## 二、柵津氏嫡流の鷹書その① — 柵津氏各家の鷹書との比較 —

柵津泰夫氏が所蔵なさっている柵津氏嫡流（柵津幸直系）伝来の鷹書は全部で十点ある（注9）。いずれも表題や奥書がなく、伝来の具体的な経緯や流派などは不明である。本稿では、この中から説話や縁起などの物語的な叙述が比較的多く含まれたテキストを取り上げる。当該書の書誌を次に挙げる。

外題無し。内題無し。縦24.0センチ×横17.6センチ。四つ目綴じ。袋綴じ。半

葉十行。漢字平仮名交じり文。全六十七丁。裏表紙見返しにも本文有り。五十三丁裏、六十丁裏は白紙。五十四丁表〜六十丁表に「白鷹記」の本文（有注）。六十一丁表〜六十七丁表に「架と緒」の図解。奥書無し。

同書は冒頭に鷹の伝來說話が掲載されている。このような伝來說話は、幸直系以外の柵津家に伝わる鷹書類にも類話が確認できることから、相対比較によって特徴を分析しやすい。そこで、まずは、柵津泰夫氏所蔵のテキストの該当部分を次に挙げる（句読点は私に付した）。それ鷹の日本逸渡り初る事三ヶ度也。先一番にわたりて駿河国富士山を巢山となして、七子をなし七月七日にたて、日本國にひろめ始る也。鷹をつかひはしめられしハ、仁徳天皇の御宇八十六年の御代をたまたせ給ふ。四十六年の御年にあたり、九月十三日、はくさい国より鷹に八十一巻の文書を相添て渡し、けんし奉けり。其鷹の名をはくちと云也。和泉國もす野にて仁徳天皇初しめてつかひそめ給ふなり。彼御代の後にハ二百余年におよび鷹をつかふと云事終たり。然間、古をつたへて知る人もなかりき。其名のみばかりにて、ふんみやうならず。清和天皇の御時まで此書ありといへ共、讀ひらき鷹を知る人もなし。其時の都はあわづなり。その比、唐人越前の国つるかの津に渡り、彼唐人の名をハこうしん、名乗ハ米光と云。装束ハ大あられのほいのあほにふ色のさしぬきのふちそめまりの衣着て、錦のほうしをそきたりける。形はさうに似たり。犬かいの名をハ袖満と云。犬の毛ハ黒駁なり。様ハ瘦□□牛のことし。犬の名をハとまほこと云。此旨をつるかより



さうもんす。帝王ゑいらんありて勅使にハ播摩の国の住人源政頼の卿をもつて鷹并犬請取にさしくたさるゝ。其すてに古渡りたる鷹の真書を彼米光に讀へきよし、せんしなり。米光、彼書を覽して手を打、此國に書ありとおとろき、讀ひらく事なし。政頼、此よしをさうす。帝王、御はかり事にこちくと云女ヲ政頼御使にて送り給ふ。こちくか装束、やまふきの色の袴、髪ハひすいのことし。姿ハ如来のやう也。米光、こちくか姿を見て譽、鷹并犬、鷹装束、餌袋、かり杖、犬かいの装束、其外の具足共を御門ゑ奉る。政頼、是を請取。米光、帰らんと云。政頼、長持二ゑた、唐櫃一合、酒筒調てこちくに相添持参す。唐人、重而よろこひ、こちくにめてゝ、三月あまり逗留す。其中、政頼、八十一卷の真書ヲ米光に讀ひらかせ、十八のひち、三十六の口傳、迷々習と々め、口のみちつしにして鷹を学に天下においてならふるかたなく、きいのおもひをなす。帝王、御らんあつて、政頼に□鹿の郡を給にけり。さて、政頼、こちくの宿ゑあやの小袖一重にひねり文つかはわすとて、こちくてうことかたからは笛竹の一夜のふしを人にかたるなど讀てやる。こちく返事に、くれはとりかさねし夜半のあしたよりふしそまされるこちくひとり、かく讀て返す。またた國の内ほり川の□玉ほこの津よりハ五万五千里也。はくさい國玉ほこの津より日本越前の羈賀の津迄ハ三万三千里なり。七日七夜に羈賀の津に着たりといへり。

右掲の叙述には、部分的に整合性のない文脈があり、若干文意の取りにくい箇所がいくつかある。このように、中近世期の鷹書は混乱し

た叙述が多く見られるのが一般的である。そこで、本稿では、テキスト間での内容上のモチーフや叙述表現レベルでの異同を明らかにするため、掲出した鷹書の本文については適宜、モチーフ単位で整理した意識を示すことにする。右掲の叙述の意識は次の通り。

鷹が日本へ渡った経緯は三度あるという。最初に渡ってきた時には「駿河国富士山」を巢山として、七ツの子をなして七月七日に巢立ちをさせ、日本に広めた。鷹を遣いはじめたのは、仁徳天皇八十七年の御代の四十六年九月十三日、「はくさい国」から鷹に八十一卷の文書を添えて渡来して（天皇に）献上された。鷹の名前は「くち」という。和泉国百舌野で仁徳天皇が初めて遣った。そのあと、二百余年間、鷹を遣うことがなく、いにしえを伝え知る人もいなかった。その名前のみで分明ではなかったのである。清和天皇の時代までこの書があるといても、読みひらいて鷹を知る人もいなかった。そのときの都は粟津であった。その頃、唐人が「越前の国つるか津」に渡ってきた。その唐人の名は「こうしん」、名乗りを「米光」といった。装束は大靄の布衣の青鈍色の指貫にふち染の衣を着て、錦の帽子を着し、形は僧侶に似ていた。犬飼の名は袖光といい、犬の毛は黒駸で□□□（※判読不明）牛のような様子をして、名前は「とまほこ」と言った。この旨を敦賀から奏聞すると帝の叡覧があり、勅使として播磨国の住人である源政頼卿が鷹及び犬を受け取るために下される。古い時代に渡ってきた鷹の真書を米光に読ませようとする宣旨であった。米光は、この書物を見て、手を打ち、この国に書あり、と驚くが、読みひらくことはなかった。政頼は、この由をさらに奏聞すると、帝は謀をめぐ

らして「こちく」という女性を政頼に遣いとして送った。こちくの装束は、山吹色の袴に髪は翡翠のごとく、姿は如来のようであった。米光はこちくの姿を見て喜び、鷹ならばに犬、鷹の装束、餌袋、狩り杖（＝狩りに用いる杖）、犬飼の装束その他の具足などを帝に奉った。

政頼はこれを受け取るが米光は帰国しようとしたので、米光のために長持二えだ、唐櫃一台、酒筒を整えてこちくに持参させると唐人は重ねて喜び、こちくを愛でて三月余り逗留した。そのうち、政頼は、八十一巻の真書を米光に読みひらかせ、十八の秘事、三十六の口伝を習い、天下において並びなき鷹飼となった。帝は御覧になつて政頼に「口鹿の郡」を賜った。政頼はこちくの宿に綾の小袖一重にひねり文を遣わし、米光から教えられたことを他言しないように和歌で伝え、こちくはそれを了解する返事をやはり和歌で伝えた。「まかた國の内ほり川の口玉ほこの津」から五万五千里、「はくさい國玉ほこの津」から「日本越前の鷹賀の津」までは三万三千里であるという。

ところで、祢津幸直（志摩）所縁の鷹書というものも現存する。すなわち、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』（函号一六三—九六八）という鷹書の序文には、以下のような記述が見える。

一 大事と申。口傳人ニ諸物みせず、かさす候。子細忘、わかちゑを人の知事、此秘伝書清生をかけたものはものこさすして常ニみれば、覚申候。是其儘尋根津志摩守所ニ奉公仕時、ぬすみ出しうつし候。甚兵衛十二才之時也。

右によると、同書は「甚兵衛」なる人物が十二歳のとき「根津志摩守」の元に奉公していた際に盗み写した秘伝書であるという。ここに

見える「甚兵衛」の奉公先である「根津志摩守」は祢津幸直のことであろう。この序文を信じるならば、祢津幸直（志摩）の鷹書というものがあつたらしいが、現存しない。が、少なくとも、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』は幸直の鷹術と関わり深いテキストであつたことは判断されよう。そしてこのテキストの冒頭には、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝來說話の類話が掲載されている。以下に該当部分の記事を挙げる。

#### 鷹飼来之事

一 日本マん鷹渡る事、仁徳天皇御宇の時也。其後四拾六徳歳過て、百濟國より日記を被添鷹を渡ス。使者は清来と申法師也。鷹の道状と云文字を相添渡る。其時、よへ本の儘不相分ハんなし。其後、清林和之之御帝に衣依溲余傳と云。口傳猶義くらし。政頼將軍の御時、唐土の鷹の餌マつる政頼、彼唐人をかたらい、小竹女と申美人を妻ニ被請付候へハ、清来、慶て十八のひてん、三拾六の口傳きこしめし、やわら不相分ているくの文字を請取給也。其時、鷹の餌飼しやうそく、犬引しやうそくすマニ餌袋、かり竿、打かひ袋、政頼將軍ニ渡シ申。其後、政頼將軍、小竹女を近づけていわく、

筒竹の二夜のふしをひとかし経

暮羽鳥かさねし夜半のあしたより

右の記述もまた、文意不明な箇所が多く、かなりわかりにくい文脈となつている。意識は以下の通り。

日本に鷹が渡つてきたのは仁徳天皇の時代である。そののち四十六年が過ぎて、百濟國より使者が日記を鷹に添えて渡つてきた。使者は

清来という法師で、「鷹の道状」という文字（文書？）を添えて渡ってきた。そのときは読む人がいなかった。後に「清林<sup>（和カ）</sup>之御帝」に伝授したが、なおその意義は不明であった。政頼將軍の時、唐人を騙るために小竹女という美人を妻として差し出すと、清来は喜んで十八の秘伝と三十六の口伝を伝え、さらにはいろいろな文字（文書？）を請け取るようになった。その時、鷹の餌飼装束、犬牽の装束に餌袋、狩り竿、打ち飼い袋を政頼將軍に渡した。そののち、政頼將軍は小竹女を近づけて和歌のような文言を伝えたという。

右掲の鷹の伝来説の叙述は文脈がところどころ飛躍している他、たとえば、鷹を日本の伝来した使者の名前を「清来」、日本で清来の対応をする人物の名前を「政頼將軍」と称するなど、内容にもかなり混乱がある。また、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話と比較すると、文意の乱れという範疇を超えて大きく異なる叙述となっている。各モチーフの具体的な異同については後出の異同表で示した。当該表のように、モチーフ番号5、15の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号5「清和天皇の時代まで鷹書はあったが誰もひらき見た人はいなかった」については、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』では鷹書に言及せず、「口傳猶義くらし」という表現にとどまっている。同じくモチーフ番号15「米光はこちくの姿を見て誉め、鷹並びに犬、さらには鷹狩りの道具を帝へ奉る」という内容については、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』では米光が献上した相手は帝ではなく、政頼將軍となっている。

次に、祢津幸直の父・元直及び松鶴軒の兄とされる「光直」の子孫

で、やはり松代藩士であった一族に伝来した鷹書について取り上げる（注10）。同一族のご当主である禰津喜隆氏は、当家伝来の鷹書を五冊所蔵する。それらは、いずれも外題・内題等がなく、それぞれの書名は不明。そのうち、墨付き全二十二丁のテキストの冒頭部には、次のような鷹の伝来説話が見える。

一 それたかの日本へわたりはしめたる事。神代より、はくさいこくより一はんにこえて、するかのふし山をすやまとなして、七の子をなす。七月七日にたて、日本国にひろむ也。たかをつかふといふ事、仕徳天主の御とき、八十七年のよをたもたせ給ふ四十六年にあたりしとし、はくさいこくより、たかを書とあひそへてけんしたてまつり、そのたかのなをくちんといふなり。使のてい、そうのことし。仁徳てんわうの御よの後ハ、たかをつかふといふ事、たちたり。清和天王の御ときまで、この書ありといへとも、よみひらく人なし。そのとき、唐人、越前の羈かの津にわたり付。この唐人は、名をよねみつといふ。その米光に、このたかの真書をよむへきよし、せんしなり。御つかいには政頼なり。かのよねみつ、てをうちて、この国に、かの書ありとおとろく。よみひらく事なし。政頼、このよしをそうす。みかと、御はかりことは、こちくといふおんなを政頼、御使とておくり給ふ。そのち、政頼に、このしんしよをよみひらく。八十一くわんの書をつたへ。○三十六の口傳をならひとり、しかるあひた、日本にたかを相傳ハ政頼、はしめてひろめけり。

右掲の叙述も文意の取りにくい箇所があるが、祢津泰夫氏所蔵の鷹

書に見える類話とやや近いモチーフをいくつか含んでいる。意識は次の通り。

鷹が日本へ初めて渡ってきたのは、神代に「はくさいこく」から一番を超えて「するかのふし山」を巢山として七つの子を産み、七月七日に巢立たせて日本国に広めたという。鷹を遣うということは、仁徳天皇八十七年の御代の四十六年に「はくさいこく」から鷹に鷹書を添えて献上された。その鷹の名前は「くちん」といい、使者の様子は僧のようであった。仁徳天皇の御代の後は、鷹を遣うことが絶えてしまった。そのため、清和天皇の時代までこの鷹書を読みひらく人はいなかった。その（清和天皇の）時代に、唐人が「越前の鸞かの津」に渡ってきた。この唐人の名前は「よねみつ（米光）」という。この米光に鷹の「真書」を読むべき宣旨が下る。宣旨の使いは政頼である。米光はこの書物を見て、手を打ち、この国に書ありと驚くが、読みひらくことはなかった。政頼がこの由を奏聞したため、帝は謀をめぐらし、「こちく」という女を政頼に使いとして送った。その後、（米光は）政頼にこの真書を読みひらく。そして（政頼は）八十一巻の書を伝えられ、三十六の口伝を習い取った。それを相伝した政頼が日本のはじめて広めたという。

右掲の鷹の伝来説話は、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話のダイジェスト版といえる。後出の異同表によると、モチーフ番号1、2、3、5、12、13、18の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、禰津喜隆氏所蔵の鷹書では鷹の名前を「くちん」と表記する。これについては、

ほぼ同じ名前と見做せる。同じくモチーフ番号18「政頼は八十一巻の鷹書を米光に読みひらかせて、十八の秘事、三十六の口伝を習い、天下にならびなき鷹術を身に付けた」については、禰津喜隆氏所蔵の鷹書では鷹術を身に付けた政頼が相伝した鷹術を日本に広めた、という結末となっている。

最後に、祢津松鶴軒伝来のテキストとして、依田盛敬氏所蔵『鷹序之卷 乾』<sup>九</sup>について取り上げる。同書は、その奥書によると、「寶曆九<sup>九</sup> 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌（花押）（縦2.3<sup>寸</sup>×横2.3<sup>寸</sup>の朱正方印）／依田次右衛門殿」とある。すなわち、当該テキストは、宝暦九年（一七五九年）六月吉日に、依田盛昌から依田次右衛門に伝授されたという。この依田盛昌及び依田次右衛門とは、祢津松鶴軒の娘婿で松鶴軒系の「祢津家の鷹術」を伝授された依田守廣の直系の子孫である。彼らもまた、松鶴軒系の「祢津家の鷹術」を受け継いだ加賀藩の「鷹匠」であった（注11）。同書の第三条に以下のような鷹の伝来説話が記載されている。

一 抑、鷹之日本エ渡始ル事、神之代也。白濟國ヨリ一番ニ越、  
駿河之富士ヲ巢山トナシテ、七ツノ子ヲ作。七月七日ニ巢山ヲ出、  
日本六十余州エ廣ムル也。吾朝ニ鷹ヲ仕ト云事、仕徳末皇之御宇  
之八十六年之御代ヲ爲持給。四十六年ニ當リシ年、白濟國ヨリ鷹  
ヲ書ト相添テ渡シケル。其鷹之名ヲ、俊鷹ト云也。使之鉢、如僧  
也。仕徳末皇之御代之後ハ、鷹ヲ仕ト云事絶タリ。清和末皇之御  
時迄、此書有ト云共、讀開人ナシ。使ノ名ヲハ小満ト云也。清和  
末皇之御時、渡鷹ハ韓卷ト云也。使之鉢、如僧也。此仁、越前國



敦賀津ニ渡着。名ヲ姫仕米光ト云也。文書盡シテ被渡キ。越前之國敦賀津ニ着テ奏聞ス。其時之都ハ、粟津也。大臣、公卿、納言、殿上至迄、集給テ、韓卷ヲ取ニ可ト宣旨有ケレハ、公卿各々申サセ給イケル。其時、播磨國之住人、源政頼、爲勅使敦賀津ニ被下。内裏之御使成ト云。唐人ノ字者姫仕ト云。名乗ヲ米光ト云也。米光カ獎束ニハ、大荒目之ホイノ色也。刺貫、節染之三重ノ衣ヲ着タリ。錦之帽子ヲゾシタリケル。形ハ似僧ニ。政頼、彼ニ向テ、宣旨御使成ト云ケレハ、政頼ニ向テ申テ曰、韓卷ニ文書ヲ相添テ、取渡テト云。其時、政頼、大國之文ヲ讀兼テ、米光ニ讀ト云ニ、ホウ枕ヲタベト答フ。其時、小竹ト云半物ヲ出ス。米光、餘ニ喜テ床ヨリ下、七度拜ス。小竹カ獎束ニハ、山吹之匂之色、紅之茂袴、髪ハ如翡翠也。形ハ似如来ニ。米光申ケルハ、小竹ヲ以テ奏聞可申ト御返事申。御門重テ政頼ヲ以、此鷹之文書ヲ可讀由、宣旨也。御使政頼也。彼米光、手ヲ打テ、此國ニ此書有ト驚。讀開事ナシ。政頼、此由奏聞ス。御門之御謀ニ、小竹ト云女ヲ、政頼、御使トシテ出シ給。政頼、此文書ヲ讀開、八十一卷之書。其後、政頼ニ相傳シ、三十六之口傳トス。如右之、不殘信濃國祿津、是ヲ傳ノ者也ト云。

右掲の鷹の伝来説話はかなり詳しく叙述され、相対的にある程度整合性のある筋立てといえよう。意識は次の通り。

鷹が日本に初めて渡ったのは神代のことであるという。「白濟國」から「駿河之富士」を巢山とし、七つの子を産んで七月七日に巢立たせて、日本六十余州に広めたという。わが国で鷹を遣ったのは仁徳天

皇の八十六年の御代の四十六年に当たる年に「白濟國」から鷹を書と添えて伝来したのが始まりという。その鷹の名前は「俊鷹」という。鷹を伝えた使者は僧形をしていた。しかし、仁徳天皇の御代以後は鷹を遣うことは絶え、清和天皇の時代までこの鷹書を読み開く人もいなかった。使者の名前は「小滿」という。清和天皇の御代に伝来した鷹は「韓卷」という。使者はやはり僧形をしており、「越前國敦賀津」に到着した。名前を「好仁米光」という。文書をことごとく渡されて、「越前之國敦賀津」に着いて奏聞した。その時、都は粟津であった。

「大臣、公卿、納言、殿上」にいたるまで集まり、「韓卷」を取りに下るべき宣旨があった。その時、「播磨國之住人、源政頼」が「敦賀津」に下り、内裏の使者になると言った。唐人のあざなは「好仁」といい、名乗りは「米光」と言った。米光の装束は、大粗目の布衣の色(?)、指貫は藤染の三重の衣を着し、錦の帽子を身に付けていた。形は僧に似ていた。政頼が彼に向かって「宣旨のお使いである」と言うと、(米光は)政頼に「韓卷」に文書を添えて渡すと言う。その時、政頼は大國の文書を読みかねて、米光に読めと言う。すると、(米光は)「ホウ枕」を賜るように望んだため、「小竹ト云半物」を出したところ、米光は喜んで床より降りて七度拜んだ。小竹の装束は、山吹の匂いの色に紅の裳袴、髪は翡翠のようで、形は如来のようであった。米光が言うには、小竹を以て奏聞するべきとの返事である。帝は重ねて政頼を以てこの鷹の文書を読むべき由の宣旨を出した。使いは政頼である。米光は手を打ち、この国にこの書があると驚いた。しかし、それを読み開くことはなかった。政頼がこの由を奏聞すると帝は謀をめぐらし、

小竹を政頼が遣わした。政頼はこの文書を読み開き、「八十一卷之書」とした。その後、政頼に相伝して「三十六之口傳」となる。それらは残らず「信濃國祢津」に伝わったという。

右掲の鷹の伝来説話は、宮内庁書陵部所蔵『根津志摩守ト有之鷹書』や禰津喜隆氏所蔵の鷹書より、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話と近似するモチーフや叙述表現を多く含む。後出の異同表によると、モチーフ番号1、2、5、6、7、8、12、13、14、18の内容において両書は類似している。ただし、モチーフ番号7「清和天皇時代に唐人が「越前の国つるか津」に渡ってくる。名を「こうしん」、名乗りを「米光」と言った」については、依田盛敬氏所蔵『鷹序之巻 乾一』では、仁徳天皇時代に百済国から渡ってきた使者についても「小満」という名前を伝えていて、より具体的な記述となっている。

以上のように、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝来説話は、他の祢津氏の各家に伝わるテキストの類話とモチーフ単位で部分的に一致した叙述が見られる。ただし、一致するモチーフ同士においても表現レベルでは細かな異同が見られることから、テキスト間において出典関係などの直接的な影響があったとは考えにくく、むしろ、共通の物語伝承からそれぞれ個別に展開していった説話群であると推定される。

### 三、祢津氏嫡流の鷹書その②

#### ―その他のテキストとの比較―

実は、以上のような祢津氏各家に伝来したテキスト以外にも、祢津

泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝来説話に近い内容を持つ類話を記載する鷹書がある。すなわち、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』（資料番号3-3-44）の冒頭に記載されている鷹の伝来説話は、管見において祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話に最も近い。

この永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』は、上巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年<sup>辰</sup>閏二月日／前信濃守神貞通奉」（三十五丁裏）と見え、下巻の奥書に「右鷹書依上意所令書写進上之如斯／明應五年<sup>辰</sup>閏二月日／前信濃守神貞通奉」（五十三丁裏）「宝曆十一年辛巳 以宇土之書寫之」（五十四丁表）と見える。これらの本奥書によると「前信濃守神貞通」が、明応五年（一四九六）に書写して幕府に進上したものである。ここに見える貞通とは、『諏訪大明神画詞』の作者とされる円忠から六代目の子孫とされ、室町幕府奉行人を世襲した京都諏訪氏の一族である。貞通はまた、京都諏訪社の神職を務め、当社の布教活動を特に積極的に行っていたという（注12）。すなわち、当該テキストは京都諏訪氏のテキストという特性を持つものである。

このように、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』は、室町時代に京都で流布したテキストである。まずは、同書に見える鷹の伝来説話に該当する本文を掲出し、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話との異同を分析する。

#### ・本朝鷹渡始事

一・抑此土へ鷹渡始事三ヶ度也。神代の時一度人間始て、一度其後二百余年にあたつて、つかひ給して此道学傳る人なし。其名の

み云傳たるまでにて不分明也。仁徳天皇四十六年代百濟国より國使を副て鷹を奉る。其鷹をハ俱智祖といへり。鷹飼の名をハ米光と云。犬飼、名をハ袖光と犬の名をハ、とまほこと云。毛ハ黒駁也。彼唐人を越前敦賀津に着。政頼行向て鷹を請取、犬を請取て日記副て渡也。米光、兼満とす。政頼彼唐人の心をとらん為に長持一えた、からひつ一かう、酒の筒一、小竹といへるはした者にもたせて、唐人の所へつかハす。米光、なのめならずよろこひて、是を請取。さて朝に、おんなを返すとて捨文云

小ちくてふ事かたからハ笛竹の一夜のふしを人にかたるな

此哥をよみて、あさの小袖一重とらせけり。此女にめて、三ヶ月までと、まり、政頼終夜當て鷹の事を被尋とひけるに、十六の秘事、三十六の口傳、悉習當て鷹を仕けるには、下におきて哥口の思ひをなし、不思議の見物なりとて御門も大に御悦あつて政頼にこまの郡を給にけり。

一・仁徳天皇八十七年たもたせおハします其時、四十年云正月ニ摩伽陀国ヲ駿王と云鳥をわたし、天竺の使にハ、勾陣、米光、文書相具して渡り、此宣旨を下さるゝ。宮あわつの宮なり。納言、宰相、公卿、大臣、殿上人、參集する時、誰か駿王鳥請取に下へきと宣旨ありけれハ、公卿、各申させ給けるハ、藏人政頼ハかりそ御使に下て、駿鳥請取へきと申上給ける其時、政頼、越前国敦賀津へ下き。大國の御使、字勾陣、米光か装束は、大あられのあけにこうのさしぬきに藤染色の上の衣を着たり。錦の帽子をしたり。其時の形、僧ににたり。政頼、相向て宣旨の御使たりと云。米光

駿王まいらす。文書あいくして渡したり。政頼、大國の御文よみへす。米光によめと政頼かいふに、ほう枕をたへと云。其時、こちくといふはしたものをいたす。米光、餘に悦て床よりおりて七度拜す。小竹か装束は款冬のにほひの色、くわに紅のまろ袴也。かみはひすいのことく、形は如来のやうなる其時、政頼とくとおもふハいかにと云へハ米光よむへしと答、小竹取て返事、

くれはとりかさねし夜半の朝よりふしてまされる小竹ことかねかくいひて米光大國の文書よむ。さて云、駿王ハ是たゝの鳥にあらず。毘沙門天皇の变化駿鳥の魂也。摩伽陀の内鷲峯山の麓にて駿王と云、けいたん國のうち五臺山の麓にてハ山に鳥といふ。日本富士のこしにてハ鷹と云。百濟国ヲ日本国つるかの津にて三万三千里之。唐人ハ水神也。百濟国ヲ七日七夜につる賀の津に着と云。

右掲の二つの項目の叙述は、それぞれモチーフや叙述表現が異なる鷹の伝来説話である。両項目とも筋立てに混乱があり、鷹の伝来説話にまつわるモチーフを適当にちりばめたような印象を受ける。意識は次の通り。

まず、第一条の叙述によると、本国に鷹が渡ってきたのは三度あるという。まずは神代で、そののち二百余年間、鷹を遣ったり、この道を学び伝える人はいなかったため、その名前のみ伝わり、不分明であった。仁徳天皇四十六年の御代に「百濟國」より国使を添えて鷹が奉られた。鷹の名前は「俱智祖」、鷹飼の名前は「米光」、犬飼の名前は「袖光」、犬の名前は「とまほこ」と言う。(犬の)毛は黒駁である。その

唐人が「越前敦賀津」に到着したので、政頼は行き向かって鷹を請け取り、犬を受け取って日記を添えて渡された。米光は兼光という。政頼はこの唐人の心をつかむために長持一枝、唐櫃一合、酒の筒一つを小竹というはした者に持たせて唐人のところに使わせた。米光はなみなみならず喜んで、これを請け取った。翌朝、女を返すといつて捨文に和歌を一首詠む。この和歌を詠んで麻の小袖を一重とらせた。また、この女を愛でて三月まで滞留した。政頼は最後の夜に当たり、鷹のことを尋ねられると、十六の秘事、三十六の口伝のことごとくを伝授された。帝も大いに御悦あつて、政頼に「こまの郡」を賜ったという。

次に、第二条の叙述によると、仁徳天皇八十七年の御代の四十年という正月に「摩伽陀国」より「駿王」という鳥が渡り、天竺の使いには「勾陣・米光」が文書を伴って渡り、宣旨がくだされたとする。都は「あわつの宮」であった。「納言、宰相、公卿、大臣、殿上人」が参集し、誰が駿王を請け取るべきかと相談したその時、政頼が「越前国敦賀津」に下った。大国の御使いはあざなを「勾陣」「米光」という。米光の装束は、大靱のあけにこうの指貫に、藤染色の上の衣と錦の帽子を着用していた。その時の形は僧に似ている。政頼は、相向かって宣旨の御使であるという。米光は駿王に文書を伴って渡した。政頼は、大国の御文を読むことができないので、米光に読めと言うと、(米光は)ほう枕を賜るよう望む。(政頼は)その時、「こちく」というはした者を出すと、米光は喜んで床に降りて七度拜んだ。小竹の装束は款冬の匂いの色、くわの紅のまる袴である。髪は翡翠のようで、形は如来のようであった。その時、政頼が「早く(読め)と思うがいかに」と言

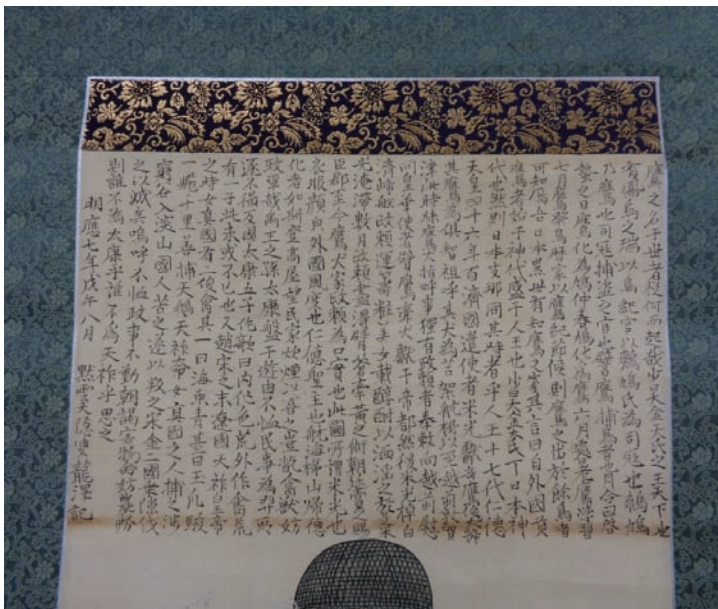
うと、米光は(文書を)読もうと答えた。小竹は返事として和歌を一首詠む。如上の経緯から米光は大国の文書を読んだ。さて、駿王はただの鳥ではない。毘沙門天の変化が駿鳥の魂である。「摩伽陀の内鷲峯山の麓」にて「駿王」と言い、「けいたん国のうち五臺山の麓」にては「山に鳥」という。「日本富士のこし」にては「鷹」という。「百濟国」より「日本つるかの津」まで三万三千里、唐人は水神である。「百濟国」より七日七夜で「つる賀の津」に到着したという。

以上のように、両条とも、かなり整合性の無い筋立てである。が、その叙述に含まれるモチーフは、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話と重なる。後出の異同表によると、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』第一条ではモチーフ番号2、3、9、10、16、17、18、19の内容において祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える類話と一致している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では鷹の名前を「俱智祖」と漢字表記している。また、モチーフ番号10の「犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では犬の姿形についての説明が無い。さらに、モチーフ番号19「帝は政頼に「<sup>高</sup>口鹿の郡」を賜った」については、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』では、帝が政頼に賜ったのは「こまの郡」であると伝える。同じく後出の異同表によると、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』第二条ではモチーフ番号6、8、14、21において祢津泰夫氏所蔵の鷹書と一致する。また、これら四つのモチーフは同書の第一条には見られない。このことから、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上



下』の第一条・第二条を合わせると、モチーフ番号2、3、6、8、9、10、14、16、17、18、19、21の計十二か所において祢津泰夫氏所蔵の鷹書と一致する。この数は、前節で挙げた祢津氏各家のテキストに見えるいずれの類話よりも多い。このように、一致するモチーフ数の多いことが、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』の鷹の伝来説話と祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話が近いと判断する所以である。

ところで、一般財団法人千秋文庫所蔵『米光之図』（和人物78、縦102.5<sup>㍍</sup>×横33.5<sup>㍍</sup>）に付される賛にも、祢津泰夫氏所蔵の鷹書の類話に近い叙述が見える。当館の目録によると、原本は室町時代の絵師で狩野派の祖である狩野正信の子・元信（文明八年（一四七六）〜永禄二年（一五五九））の筆とされ、模者は不詳（注13）。同画の下部には、朝鮮装束の朱服に黒帽を着用し、マナヅルとおぼしき鳥の頭・翼・脚を胸に抱えた「米光」像が描かれている。一方、上部には、室町・戦国時代の臨濟宗の僧侶である天隠龍澤（応永二十九年（一四二二）〜明応九年（一五〇〇））によるという米光像の画賛が付されている。当該図については、絵師や賛の成立事情に関する具体的な考証が待たれるが（注14）、原本制作に狩野元信や天隠龍澤が関わったとする情報が事実であれば、原本は永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』とほぼ同じ時代に都の文化圏において成立したことになる。



図版②  
千秋文庫所蔵『米光之図』上部画賛本文



図版①  
千秋文庫所蔵『米光之図』全体

次に当該の画賛の本文の全文を挙げる。

鷹之名于世者徒何而起哉。少昊金天氏之王天下也。有鳳鳥之瑞以鳥紀官。以鵝鳩氏為司寇也。鵝鳩乃鷹也。司冠捕盜之官也。譬鷹捕鳥者也。月令曰、啓蟄之日鷹化為鳩。仲春鳩化為鷹。六月處曰、老鷹學習。七月鷹祭鳥。曆家以鷹紀節候、則鷹之出於餘鳥者可知焉。

吾日本累世有知鷹之家。其言曰自外國莫。鷹者始于神代盛于人王也。少昊金天氏丁日本神代也。然則日本支那同其時者乎。人王十七代仁德天皇四十六年、百濟國遣使者米光、獻奇鷹俊犬。号其鷹為俱智祖、呼其犬為苦架。航梯以至越前敦賀津。此時味鷹大指呼事。獨有政頼者奉勅向越前、慰問皇華使者。臂鷹牽犬獻于帝都。然後米光棹百濟歸船。政頼運籌、粧美女、載醇酎、以洒淫之。於是米光淹滯數月。政頼盡得臂蒼牽黃之術、朝廷賞之賜臣郡。至今鷹犬家政頼為口實也。此圖所謂米光。衣服顏兒、外國風度也。仁德聖主也。航海梯山、歸德化者如斯。登高屋望、民家炊煙以喜之。豈翫禽獸妨政事哉。禹王之孫太康、盤于遊由、不恤民事。為羿所逐、不得反國。太康五子之歌曰、内作色荒、外作禽荒、有一于此未或不亡也。又趙宋之末、遼國天祚皇帝之時、女真國有二俊禽。其一曰海東青、其二曰玉爪駿一飛千里。善捕天鷲。天祚命女真國之人捕之。涉窮谷入深山國人苦之。遂以叛之。宋金二國、乘隙伐之、以滅兵。嗚呼、不恤政事、不勤朝謁、害物命、妨農務、則誰不為太康乎、誰不為天祚乎。思之。

明應七年戊午八月 默雲天隱叟龍澤記

右掲の画賛では、まずは中国で鷹が名付けられた経緯について述べ、次いで『礼記』月令篇の記事について触れている。続けて、仁德天皇の時代に百濟国から米光という鷹匠が鷹と犬とそれらを扱う技術を伝えたという、いわゆる鷹の伝来説話を記載した後に、仁德天皇は優れた天皇であるため、狩猟に明け暮れて政治を妨げることはないと言っている。その一方で、中国古代の皇帝たちが狩猟や鷹狩りに遊びほうけて失政を行った事例をいくつか挙げています。

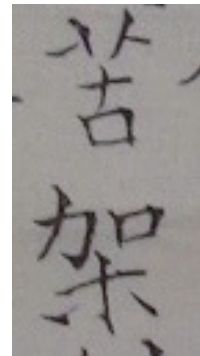
以上のような画賛の言説の中から、鷹の伝来説話の部分（傍線部）の意識を次に掲出する（注15）。我が国には代々鷹を掌る家があった。その言うことには外国から鷹を献じた者は、神代に始まり、人の代になつてからの天皇（神武天皇）の御代に盛んになつたと。少昊金天氏はちようど日本の神代の時代に当たる。それならば、日本と中国とは時を同じくして盛んになつたのだろうか。人の代になつて十七代の仁德天皇の四十六年、百濟くだの国は使者として米光という鷹匠を遣わしてぬきんでた鷹と優れた犬を献じた。その鷹を俱智祖と呼び、その犬を苦架と呼んだ。海を渡り、山を登って、越前の敦賀の港に到着した。この時、日本人は鷹や犬を使う猟の技術には暗かった。ただ、政頼という者が勅命を奉じて越前に向い、百濟国の勅使を慰問した。鷹を腕にのせ犬を牽いて都の天皇に献上した。その後、米光は百濟の帰船に乗って帰ろうとした。政頼ははかりごとをめぐらして、美女に化粧をさせ、よく熟したうま酒を載せて、米光を酒色におぼれさせようとした。そこで、米光は数か月とどまることとなり、政頼はその間に鷹や犬を猟に使う術をすべて習得した。朝廷はこれをほめて、臣下である

政頼に郡を下賜した。今に至る鷹や犬を掌る家では政頼の(この話を)語り草としている。

右掲の画賛に見える鷹の伝來說話は、前掲の鷹書類に見える類話に比べると、さすがに文脈上の混乱がなく、整合性のある内容となっている。さらに、後出の異同表によると、モチーフ番号3、10、16、17、19において祢津泰夫氏所蔵の鷹書とモチーフ内容が一致している。ただし、モチーフ番号3「鷹の名前を「くち」という」については、画賛の方では「俱智祖」となっている他、モチーフ番号10「犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること」については、画賛の方では犬の毛及び姿形については言及されず、名前が「苦架」となっている。その他、モチーフ番号16「米光が帰国したがったので、政頼は長持、唐櫃、酒筒をこちくに持たせて米光に与える」については、画賛の方では「こちく」に相当する女性の名前は明記されず、同じくモチーフ番号17「こちくを愛でた米光は三月逗留する」については、画賛の方では「數月」の滞留と表記される。また、モチーフ番号19「帝は政頼に「<sup>高</sup>鹿の郡」を賜った」については、画賛の方では政頼が下賜された土地の具体的な地名は記載されていない。

このような右掲の画賛における鷹の伝來說話において注意されるのは、モチーフ番号10に相当する叙述として、犬の名前が「苦架」となっている点である。

この「苦」の文字は「苦」の誤記ではないだろうか。もし、「苦架」とすれば、「とまほこ」と訓読できる。それならば、祢津泰夫氏所蔵



図版③  
千秋文庫所蔵『米光之図』  
上部画賛の本文より「苦架」

の鷹書及び永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』に見える鷹の伝來說話に登場する犬の名前と同じことになる。前節で確認したように、鷹とともに伝来した犬のモチーフは、祢津氏の他家に伝わる鷹書には記載されていない。そもそも、鷹とともに伝来した犬の名前を記載する事例は、話型の異なるその他の鷹の伝來說話には散見するが(注16)、当該の話型を持つ類話では、祢津泰夫氏所蔵の鷹書・永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』・千秋文庫所蔵『米光之図』賛に見える三話しか管見において確認できない。すなわち、当該の犬のモチーフは、中近世期において数多く流布した鷹匠所縁の鷹書類には見られず、京都諏訪氏の鷹書と天隱龍澤の著と伝えられる画賛に引用されることから、室町期の京洛において相応に流布したことが窺えよう。少なくとも、このモチーフは、祢津流の鷹匠たちによる文化伝承を遡源としたものでないことが想定される。むしろ、祢津泰夫氏所蔵の鷹書に見える鷹の伝來說話は、永青文庫所蔵『和傳鷹経 上下』や千秋文庫所蔵『米光之図』賛に見えるような、京洛で流布した説話が地方で享受された事例のひとつと判断されるものである。

## 【異同表】

モチーフ 番号	1	2	3	4	5	6	7
祢津泰夫氏所蔵の鷹書	日本に初めて鷹が渡ってきた時、駿河国富士山を巢山にして七子を育て、七月七日に巢立たせて日本に広めた。	仁徳天皇の時代に「はくさい国」から鷹と鷹書が渡ってきた。	鷹の名前を「くち」という。	「和泉國もす野」で仁徳天皇が初めて鷹を遣った後、二百余年間、鷹を遣うことが途絶えた。	清和天皇の時代まで鷹書はあったが誰もひらき見た人はいなかった。	その時の都は「あわづ」であった。	清和天皇時代に唐人が「越前の国つるかの津」に渡ってくる。
宮内庁書陵部所蔵 『根津志摩守ト有之鷹書』	×	○	×	×	○	×	△：「政頼將軍」の時代に唐人がやって
禰津喜隆氏所蔵の鷹書	○	○	○	×	○	×	△：「よねみつ」の別名は無し。
依田盛敬氏所蔵 『鷹序之巻 乾一』	○	○	△：仁徳天皇の時代に伝来した鷹の名前は「駿鷹」、清和天皇の時代に伝来した鷹の名前は「韓卷」。	×	○	○	○：仁徳天皇時代に百済国から渡ってきた
永青文庫所蔵 『和傳鷹経 上下』 第一項目	×	○	○：鷹の名前は「俱智祖」。	△：「神代の時」に鷹狩りが伝来してから二百余年、鷹を遣うことが途絶えたという記載有り。	×	×	△：仁徳天皇の時代に百済国から渡って
永青文庫所蔵 『和傳鷹経 上下』 第二項目	×	×	△：鷹の名前は「駿王（鳥）」。	×	×	○	△：仁徳天皇の時代に摩伽陀国から渡って
千秋文庫所蔵 『米光之図』画賛	×	△：鷹書については記載無し。	○：鷹の名前は「俱智祖」。	×	×	×	△：仁徳天皇の時代に百済国から渡って



16	15	14	13	12	11	10	9	8	
米光が帰国したがったので、政	米光はこちくの姿を見て誉め、鷹並びに犬、さらには鷹狩り道具を帝へ奉る。	こちくの装束及び姿形について。	帝の謀によって、「こちく」という女を、政頼を使いとして(米光に)送る。	古くに伝来した鷹書を米光に読ませようとしたところ、米光はこの書を見て驚く。しかし、読みひらくことはなかった。	帝の命を受けて「播磨の国の住人源政頼の卿」が鷹ならびに犬を請け取るために下された。	犬の毛が黒駁であること、犬の姿形についての説明、犬の名前が「とまほこ」であること。	犬飼の名前を「袖満」という。	米光の装束及び姿形について。	名を「こうしん」、名乗りを「米光」と言った。
×	○	×	△…帝の謀ではなく政頼將軍が判断したとする。	×	△…帝の命を受けたとする記載無し。政頼將軍が請け取る。犬に関する記載無し。	×	×	×	きたとする。その使者の名前は「清来」。
×	×	×	○	○	×	×	×	×	
×	△…小竹を見た米光は、喜びのあまり床より降りて七度拝んだとする。	○	○	△…鷹書を読ませようとしたら、米光は「ホウ枕」を所望したとする。	△…「播磨国之住人源政頼」。犬に関する記載無し。	×	×	○	た使者の名前は「小満」。清和天皇時代に渡ってきた唐人のあざなは「好仁」、名乗は「米光」。
○	×	×	△…帝の謀ではなく政頼が判断したとする。	×	△…「政頼」。	○…犬の姿形についての説明は無し。	○	×	きた鷹飼の名前は「米光」、のちに「兼満」とする。
×	△…こちくを見た米光は、喜びのあまり床より降りて七度拝んだとする。	○	△…帝の謀とは明記していない。	△…鷹書を読ませようとしたら、米光は「ほう枕」を所望したとする。	△…「藏人政頼」。犬に関する記載無し。	×	×	○	てきた使者のあざなは「勾陣」、「米光」。
○…女の名前は明記	×	×	△…帝の謀ではなく政頼が判断したとする。	×	△…「政頼」。	無し。	×	×	きた使者の名前は「米光」。



話との比較を通して、当該テキストに見える説話の特性について考察した。その結果、祢津氏の分家の鷹術は、近世期において格式の高い流派として隆盛し、諸藩の鷹匠たちを中心に流布した(注17)が、自家の鷹書に見える説話は、そのような鷹匠たちに伝承された類話とは異なる位相において流布・展開した可能性が確認できた。

このような自家の鷹書の特徴を踏まえると、祢津氏嫡流の鷹術伝承は、鷹狩りの実技に携わる鷹匠以外の文化人に流布したものにも近いことが推定される。さらには、当家を重用した松代藩では、将軍家所縁といった格式の高い鷹術とは異なる放鷹文化を標榜したことも窺われよう。

### 【注】

- (1) 二本松泰子「近世期における祢津氏嫡流の家伝について―新出の祢津氏系図を端緒として―」(『唱道文学研究第十二集』所収、三弥井書店、二〇一九年十月刊行予定)。  
 (2) 宮内庁書陵部所蔵『鷹狩記 祢津流 完』の奥書及び内閣文庫蔵『朝野旧聞哀藁』など参照。  
 (3) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第二編「鷹術流派の系譜」(三弥井書店、二〇一八年二月)など参照。  
 (4) 注(1) 二本松論文参照。  
 (5) 注(1) 二本松論文参照。  
 (6) 上州我妻郡西窪村西窪治部右衛門所蔵『真田信之書状 元和八年(一六二二)』(『信濃史料』補遺下「大鋒院殿御事蹟稿廿一」)。

(7) ちなみに、岡村博文氏蔵文書『真田信之書状 年次未詳』(『信濃史料』補遺下「岡村博文氏所蔵文書」)にも、注(6) 同じ内容の書状が見える。

(8) 上州利根郡白岩村中島某所蔵『真田信之書状 寛永四年(一六二七)』(『信濃史料』補遺下「大鋒院殿御事蹟稿廿一」)。

(9) 各テキストの書誌については、注(1) 二本松論文を参照されたい。

(10) 注(3) 二本松著書参照。

(11) 注(3) 二本松著書参照。

(12) 石井裕一郎「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰―『諏訪大明神絵詞』の再検討―」(『武蔵大学人文学会雑誌』第四一卷二号、二〇一〇年)など。

(13) 「開館35周年記念 佐竹家 狩野派絵師たち 展示品目録」(一般財団法人千秋文庫、平成28年9月6日(火)〜平成29年1月28日(土))。

(14) 千秋文庫所蔵『米光之図』をはじめとする五山僧が著した米光像賛については、中本大も言及している(「鷹書研究会発表資料」二〇〇九年五月三十日(土))。たとえば中本は、室町時代の五山僧である月舟寿桂著作の『幻雲北征文集』に米光像賛が見えることを取り上げ、月舟寿桂と朝倉教景(宗滴)との関係について触れながら、米光説話について考察している。すなわち、「朝倉氏の出自を有間皇子の子である『表米(うわよね)親王』以来の日

下氏とする説の周知」を所以として、月舟寿桂と関わり深い朝倉氏所縁とされる鷹書に米光説話が叙述されていると推測するのであるが、不審な点が多く、再考を要する。

(15) 当該の意訳は谷口(安藤)真由実氏のご教示による。

(16) 依田盛敬氏所蔵『祢津家獫之秘書』及び『野出咒文 外物』に掲載されている鷹及び犬の伝來說話など。

(17) 注(3) 二本松著書参照。

#### 【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・引用をお許しくくださった祢津泰夫氏と禰津喜隆氏および諸機関に心より感謝申し上げます。また、本文中に引用した千秋文庫所蔵『米光之図』賛の解釈については、谷口(安藤)真由実氏からご教示賜りました。併せて感謝申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP19K00325の助成を受けたものである。



Falconry in the Various Domains of Shinshu

—The Falcon Book of the Matsushiro Domain's Nezu Family—

Yasuko NIHONMATSU

Studying the direct descendants of the Nezu family who became senior vassals of the Matsushiro domain in the early modern period, this paper examines anecdotes related to the founder of this family and the cultural traditions related to falconry, which this family has been involved in for generations. The research is based on newly sourced materials in the possession of Yasuo Nezu. In other words, because Yukinao Nezu, the founder of this family, attended closely on Nobuyuki Sanada, who would eventually become the first feudal lord of the Matsushiro domain, his descendants were appointed for generations by the Matsushiro domain as feudal warriors who received stipends equivalent to those of the chief retainers. Furthermore, this family took part in falconry, and it has passed down several books on falconry. Among these books, this paper features texts that have numerous narrative descriptions, and it compares the transmitted stories of falconry described in these books, with similar stories seen in other falconry books passed down in other branch families of the same Nezu family. It also compares them with similar stories of other serving clans or similar stories that appear in picture inscriptions that appear to be the work of *gozanso* monks. The comparison reveals that the falconry books of this family has content that is closer to the texts circulated among intellectuals in Kyoto during the Muromachi period than to the falconry books of the same family that were passed down to falconry masters. It is conjectured that there is a possibility that the Matsushiro domain, which appointed to high office this family that possessed such falconry traditions, emphasized cultural education over practical knowledge when it came to falconry.